

**財源の充実支援**  
**地方税財源の強化支援**

(1) 現状と課題

地方分権については、平成12年4月の地方分権一括法の施行に続き、地方分権改革推進会議における取組や、三位一体改革、地方制度調査会の答申を受けた地方自治法の改正など進展してきた。

しかしながら、三位一体改革の第一期改革については、国の負担率の引下げなど、地方への単なる負担転嫁に過ぎない国庫補助負担金改革が大半であり、地方の自由と責任の拡大につながる改革ではなかった。

本県を始め、各都道府県では、地方分権を進める様々な取組を国に対して提言してきたところであり、また、地方六団体では、「地方分権改革推進法(仮称)」の早期制定を求め、新たな地方分権のあり方を提言した。

国は、こうした地方の提言を受け、地方分権改革推進法を制定したが、国と地方の役割分担を明確にする過程の中で、予想される各省庁の抵抗を跳ね返し、真の地方分権改革が推進されるよう県と市町村の協力が必要である。

[ 16～18年度における県内市町村の三位一体改革に伴う影響額 ]

	H16	H17	H18	計
税源移譲対象補助金	126 億円	54 億円	182 億円	362 億円
国庫補助負担金の交付金化	50 億円	46 億円	61 億円	185 億円
国庫補助負担金のスリム化		24 億円	4 億円	
小計 ア	176 億円	124 億円	247 億円	547 億円
所得譲与税	+ 118 億円	+ 114 億円	+ 226 億円	+ 458 億円
交付金化	+ 22 億円	+ 27 億円	+ 55 億円	+ 104 億円
小計 イ	+ 140 億円	+ 141 億円	+ 281 億円	+ 562 億円
市町村への影響額(ア+イ)	36 億円	+ 17 億円	+ 34 億円	+ 15 億円

\* 県内各市町村において見込んでいる概算数値を取りまとめ：総務部市町村課

**【地方税財源の充実確保】**

国から地方に税源移譲するなど、税収の安定性を備えた地方税体系を構築し、早急に地方税の充実を図ることが求められる。

全ての地方公共団体が一定の行政水準を維持できる財源調整・財源保障機能(地方交付税制度)は今後とも必要と考えられるが、税財源移譲の議論と併せて、そのあり方について検討を深めていくことが求められる。

国庫補助負担金については、地方分権の流れを踏まえて、国と地方公共団体の役割分担の見直しに併せて真に必要なものに限定していくなどの整理合理化を図り、地方の自主性・自律性が一層発揮できるようにしていくための環境整備が求められる。

県としては、市町村に情報の提供の実施、またあらゆる機会を捉えて、市町村の要望の吸い上げを実施する。

#### 【市町村財政の健全化】

県内市町村にあっては、限られた財源の中で住民からの行政需要に応えるとともに、組織、定数や事務事業の見直しを中心に歳出削減を図るなど効率的な財政運営を進めた結果、昭和51年度以降30年連続で全市町村が黒字決算になるなど、全体的には堅実な財政運営が行われている。

また、経常収支比率等の様々な財政分析指標を全国市町村の平均と比較すると、改善に向けた努力が必要な団体はあるものの、全体的には県内市町村の健全性を伺うことができる。

今後の財政運営に当たっては、平成17年度に策定した集中改革プランの目標値を着実に実行し、それぞれの歳出をその構造まで踏み込んで厳しく見直し、財政健全化について一層の努力を図る必要がある。

あわせて税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、節度ある財政運営に努める必要がある。

また、「市町村の自律拡大に関するアンケート調査」の結果、県内市町村から「補助金が交付金になるなどし、財源確保が容易となり市が自主的に行うことが多くなってきた。」「交付税額の減少という現実に対し、非常に職員が危機感を持ってきているという点では行政運営の自主性・自律性は拡大したと思う。」などの意見がある。

しかし、現在、以下のような課題もある。

- ・財源については、受益と負担の公平、自主性・自律性の向上という点から国から地方(県・市町村)への税源移譲が必要である。ただし、財政制度はほとんどが法律で定まっており、市町村で取り組める事項は、要望など極めて限られている。
- ・三位一体改革など、国と地方の税財政のあり方が議論されているが、市町村の税財政制度については必ずしも十分な議論がなされているとは言

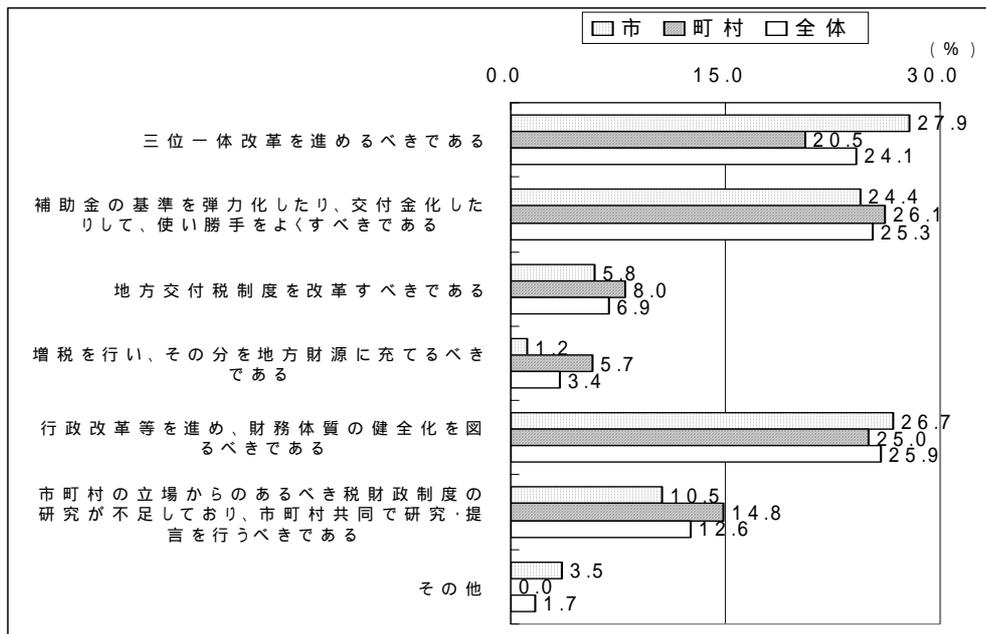
- えない。
- ・市町村の自主的・自律的な地域づくりを推進する観点から、県の単独補助金について、統合化・メニュー化により市町村の利便性を高める方向で見直していくことが必要である。

市町村の財政の自律強化をしていくためには、これらの課題を解決しつつ、より有効な取組を考えることが必要である。

なお、市町村に税財政制度のあり方について聞いたところ、「行政改革等を進め、財務体質の健全化を図るべきである」の25.9%が最も高く、次いで「補助金の基準を弾力化したり、交付金化したりして、使い勝手をよくすべきである」の25.3%、「三位一体改革を進めるべきである」の24.1%である。

市・町村別に見ると、市では「三位一体改革を進めるべきである」の27.9%が最も高く、町村では「補助金の基準を弾力化したり、交付金化したりして、使い勝手をよくすべきである」の26.1%が最高となっている。（「市町村の自律拡大に関するアンケート調査」）。

図 税財政制度のあり方（構成比）



## (2) 基本方針(自律拡大の視点)

地方税財源の充実確保によって、市町村の財政面における自己決定権と自己責任を拡充すること(税源移譲、財源調整・財源保障機能、補助金の整理合理化等)。

市町村財政の健全化と行財政改革を通じて、簡素で効率的な行政システムを確立していくこと。

(3) 取組事項

項目	実施時期	内容
< 既存の取組 >		
地方税財政制度の充実・強化	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県から国への要望、知事会から国への要望等、様々な機会を捉えて国への働きかけを行う。</li> <li>・ 国と地方を巡る税財源に関する三位一体の改革を始め、地方債の許可制から協議制への移行など、市町村の税財政制度の改革が進む中であって、地方分権の確実な進展が図られるよう、各種相談・助言など適切な支援を行う。</li> </ul>
市町村への単独補助金のあり方検討	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村に対する県単独補助金について、県と市町村の役割分担を踏まえて存続すべきかどうかを見直し、存続する場合には、統合・メニュー化して市町村の利便性を高める方向で検討する。</li> </ul>
市町村税の徴収支援の実施	継続実施	<p>市町村に対する県の徴収支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民税の県による直接徴収(地方税法第48条)</li> <li>・ 県・市町村の税務職員の交流制度</li> <li>・ 徴収事務の新規担当者合同研修</li> <li>・ 県・市町村の差押え財産共同公売</li> </ul>
< 新規の取組 >		
権限移譲交付金のあり方の検討	19年度から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな権限移譲推進要綱の策定に伴い、市町村権限移譲交付金の特別措置などの支援方策を検討する。</li> </ul>
市町村税徴収支援アドバイザーの設置	19年度から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民税・固定資産税等について、市町村の実情に応じて、きめ細かな徴収支援を実施するため、徴収全般に関する相談窓口を設置する。</li> </ul>
市町村行財政相談支援システムの構築	19年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が抱える行財政の懸案事項について、その自主性・自律性を尊重しつつ、派遣職員等との連携・協力の下、相談・助言等を実施する。</li> </ul>